

諮問日：令和3年3月15日（令和2年度（最情）諮問第41号）

答申日：令和3年8月23日（令和3年度（最情）答申第15号）

件名：簡易裁判所判事の候補者のうち裁判所職員である者の数等が分かる文書の一部開示等の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載1の文書は作成し又は取得していないとして不開示とし（以下「原判断1」という。）、別紙記載2の文書については「裁判官会議（第18回）議事録（令和2年7月29日開催）」の抜粋部分に係る情報の一部を提供した判断（以下、「原判断2」といい、原判断1と併せて「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年12月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 簡易裁判所判事における女性の占める割合は極めて低く、政府が目標とする「指導的地位」の女性3割という数値目標に遠く及ばない。政府が目標を掲げた2015年以降の過去5年間の実績はほとんど進展が見られず、とりわけ令和元年度の採用人数は0であり、極めて深刻な事態となっている。
- 2 申立人は日本国憲法の主権者としてかかる事態を看過するわけにはいかず、学識経験者等の第三者委員会による検証をするため、「簡易裁判所判事推薦委員会の応募者総数とそのうちの女性数」の情報公開を求めているのであり、その目的は公益に合致し正当である。

- 3 最高裁判所は本件不開示理由として以下のごとく主張する。すなわち、係る情報には個人識別情報（氏名等）及び公にすることにより今後の人事管理に係る情報に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されている。そして、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号ニに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- 4 これに対し、申立人は以下のごとく反論する。
- 5 不開示情報のうち、「氏名」以外の「現職及び理由」についてはこれをもって直ちに個人識別情報とすることはできない。また、簡易裁判所判事が実質的に逮捕・勾留等「人身の自由」の制限に関する、いわば基本的人権の中核に対する裁判を実質的に担っている実情に鑑みれば、その供給源たる候補者の現職及び理由如何が、基本的人権を憲法によって保障された主権者たる国民の最大の関心事となることは、至極当然である。むしろ積極的に開示し、なぜ毎年女性の採用者が判事補と比較しても極端に低いのか、また昨年の採用者が0、すなわち女性を簡易裁判所判事の採用から一切締め出すという異常な事態が発生しているのかについて、その理由を全国民の代表である国会に対して説明する責任がある。最高裁は人事管理という組織の都合によって、憲法が保障する男女平等や情報公開に関する権利を制限してはならないことは、憲法において主権が国民に存するとされていることから当然である。
- 6 ところで、法10条及び11条は開示決定等の期限について定めている。
- 7 本件請求は令和2年8月6日に受付され、同年12月25日に決定が発出されている。すなわち、期限に関して法を適用していない。当然のことながら、各行政機関は同法10条及び11条を遵守しており、かくのごとく現象は見られない。
- 8 そうすると、不開示情報の理由として法5条1号及び6号ニを根拠としてい

ることは、同法から最高裁にとって都合の良い条項のみを適用しているものであり、我田引水のそしりを免れない。さすれば、かくのごとき法適用は著しく正義に反すると共に、国権の最高機関たる国会を軽視するものである。

9 よって最高裁の主張は理由がなく、不開示決定は不相当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 別紙記載1の申出については、「各地方裁判所に置かれた簡易裁判所判事推薦委員会に令和2年度簡易裁判所判事候補者選考の応募をした者の総数及びそのうちの女性の数が分かる文書」と整理した。

簡易裁判所判事推薦委員会は各地方裁判所に置かれ、地方裁判所長の監督の下、簡易裁判所判事として適当と認める者を簡易裁判所判事選考委員会に推薦する事務を行っているところ（簡易裁判所判事選考規則15条、16条）、最高裁判所において、簡易裁判所判事推薦委員会への応募者の総数及びそのうちの女性の数を把握する必要は生じていないことから、これらの数値の報告等は求めておらず、同申出に係る文書は作成又は取得していない。

2 別紙記載2の申出については、「令和2年度簡易裁判所判事候補者選考における候補者のうち、裁判所の職員である者の数が分かる文書」と整理した。

原判断2において不開示とした情報（以下「本件不開示部分」という。）は、上記候補者の現職の官職名、氏名及び理由であり、これらは候補者ごとに一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、これらの情報を公にすると、これらの候補者に係る情報を知った者に無用な憶測を生じさせ、その後の最高裁判所による簡易裁判所判事の指名に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号ニ）。

3 よって、原判断1及び原判断2は、いずれも相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和3年3月15日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年8月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載1の申出については、各地方裁判所に置かれた簡易裁判所判事推薦委員会に令和2年度簡易裁判所判事候補者選考の応募をした者の総数及びそのうちの女性の数が分かる文書と整理したとのことである。簡易裁判所判事推薦委員会が各地方裁判所に置かれていること（簡易裁判所判事選考規則15条）及び本件開示申出書の記載を踏まえれば、別紙記載1の申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

そして、簡易裁判所判事推薦委員会が各地方裁判所に置かれ、地方裁判所長の監督の下、簡易裁判所判事として適当と認める者を簡易裁判所判事選考委員会に推薦する事務を行っていること（同条、同規則16条）からすれば、最高裁判所において、簡易裁判所判事推薦委員会への応募者の総数及びそのうちの女性の数を把握する必要は生じていないとして、これらの数値の報告等は求めていないとする最高裁判所事務総長による上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、別紙記載1の申出に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において別紙記載1の申出に該当する文書を保有していないと認められる。

2 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、別紙記載2の申出については、令和2年度簡易裁判所判事候補者選考における候補者のうち、裁判所の職員である者の数が分かる文書と整理したとのことである。本件開示申出書の記載を踏まえれば、別紙記載2の申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

見分の結果によれば、別紙記載2の申出について申出人に対し提供した情報

は、「裁判官会議（第18回）議事録（令和2年7月29日開催）」の抜粋部分であり、本件不開示部分には、令和2年度簡易裁判所判事候補者選考における候補者の現職の官職名、氏名及び理由が記載されていることが認められる。これらの記載は、上記候補者ごとに一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、簡易裁判所判事の指名に係る事務の性質及び上記記載内容を踏まえて検討すれば、これらの情報を公にすると、これらの候補者に係る情報を知った者に無用な憶測を生じさせ、その後の最高裁判所による簡易裁判所判事の指名に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

この点について苦情申出人は、簡易裁判所判事が実質的に逮捕・勾留等「人身の自由」の制限に関する、いわば基本的人権の中核に対する裁判を実質的に担っている実情に鑑み、「氏名」以外の「現職及び理由」については個人識別情報とすることはできない旨主張するが、独自の見解であって採用できない。

したがって、別紙記載2の文書における本件不開示部分は、法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において別紙記載1の申出に該当する文書を保有していないと認められ、別紙記載2の文書における本件不開示部分は法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

(別紙)

- 1 簡易裁判所判事推薦委員会への応募者総数とそのうちの女性数
- 2 簡易裁判所判事の候補者のうち、裁判所職員である者の数